

平成 30 年 7 月豪雨の災害によるお見舞いとお知らせ

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、この豪雨の影響により甚大な被害を受けている地域で NACCS を利用されているお客さまのご利用料金について、以下の特別措置を実施します。

1. 対象地域及び対象となるお客さま

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県及び福岡県において災害救助法が適用された地域（平成 30 年 7 月 19 日現在。別紙参照）に事業所を有するシステム利用契約者
※対象となるお客さまには、7 月 23 日付でご案内を郵送しています。

2. 対象となる NACCS ご利用料金

- ①平成 30 年 6 月利用分（7 月 4 日（水）請求済）
- ② “ 7 月利用分（8 月 3 日（金）請求予定）

3. 特別措置の内容

・ NACCS ご利用料金の支払期日延長

上記 2. ①の支払期日 7 月 27 日（金） → 8 月 27 日（月）
“ ② “ 8 月 27 日（月） → 9 月 27 日（木）

※口座振替日が各々 1 ヶ月延長されますのでご注意ください。

従いまして、9 月 27 日（木）については、7 月利用分及び 8 月利用分が口座から引き落とされます。

また、平成 30 年 7 月豪雨の被害に対応した税関手続については、税関ホームページをご覧ください。

http://www.customs.go.jp/news/news/20180710_index.htm

本件につきご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

〈連絡先〉

経理部経理第 1 課 TEL : 044-520-6241

受付時間 : 8 時 30 分～17 時

（土・日・祝祭日年末年始を除く）

災害救助法適用地域（平成30年7月19日現在）

岐阜県	岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
高知県	安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡三原村、幡多郡大月町
山口県	岩国市
福岡県	飯塚市
島根県	江津市、邑智郡川本町